

国分寺市パブリック・コメント条例解説

令和7年9月

国分寺市

目 次

第1条	目的	2
第2条	定義	2
第3条	対象となる政策等	3
第4条	適用除外	6
第5条	政策等の案の公表	6
第6条	意見の提出	7
第7条	提出意見の考慮	8
第8条	結果の公表等	8
第9条	パブリック・コメントの特例	9
第10条	パブリック・コメント実施責任者	9
第11条	実施状況等の公表	10
第12条	委任	10
参考資料	「パブリック・コメントの流れ図」	11

国分寺市パブリック・コメント条例

(目的)

第1条 この条例は、パブリック・コメントの実施に関して必要な事項を定めることにより、国分寺市（以下「市」という。）の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民等の参加による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

【解説】

この条例は、国分寺市自治基本条例（以下、自治基本条例といいます。）に参加の方法の一つとして定められたパブリック・コメントを実施するに当たっての共通のルールを定めるものです。

主権者である市民等の市政への参加を促進し、その多様な意見を市政に反映させることを目的としていますが、あわせて政策等の立案の趣旨や市民等の意見に対する市の考え方を公表することにより、行政の意思決定における公正の確保と透明性の向上を図ります。

(定義)

第2条 この条例において「パブリック・コメント」とは、市民生活に関する重要な政策等の策定又は改廃に当たり、当該政策等の案及び関連する資料等をあらかじめ公表し、市民等から意見の提出を受け、提出された意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この条例において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住む者又は市内で働く者若しくは学ぶ者
- (2) 市内で事業活動又は公益的な活動を行うもの
- (3) 市に対して納税義務を有するもの
- (4) パブリック・コメントを行う政策等に利害関係を有するもの

3 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

4 この条例において「政策等」とは、実施機関が定める方針、計画、条例等をいう。

【解説】

〈第1項：パブリック・コメント〉

本市では、平成15年から「パブリック・コメント制度実施指針」に基づいて運用してきた経過があり、また、自治基本条例の中でも「パブリック・コメント」と呼称しているため、パブリック・コメントとします。しかし、カタカナ表記はわかりづらいとの意見もありますので、市報等で公表する際には「パブリック・コメント（意見提出手続）」と併記します。

〈第2項：市民等〉

ここに定める「市民等」を「意見を提出できるもの」として位置づけます。原則として、行政とともに自治を担う市民等を対象としています。しかし、市民等以外から参考となる意見が寄せられることも考えられますので、そうした意見についても政策等に反映していくなど、弾力的な運用を行うものとします。

- (1)「市内に住む者又は市内で働く者若しくは学ぶ者」、(2)「市内で事業活動又は公益的な活動を行うもの」

自治基本条例第2条に定める「市民等」です。本市に実際に住所を有する人に限らず、市内で働く人や市内の学校等で学ぶ人、市内で事業活動や公益的な活動を行っている人や団体も含まれます。

(3) 市に対して納税義務を有するもの

市外に居住していて本市に土地等を所有している人や団体を想定しています。

(4) パブリック・コメントを行う政策等に利害関係を有するもの

対象となる政策等に応じて判断することになりますが、子どもを市内の保育園や学校などに通園・通学させている保護者や、転入又は事業活動を予定している人・団体などを想定しています。

〈第3項：実施機関〉

市長及び教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会にパブリック・コメントの実施を義務づけ、統一的な運用を図ります。

〈第4項：政策等〉

パブリック・コメントの実施対象とする政策等については、次の第3条で定めています。

(対象となる政策等)

第3条 実施機関は、次に掲げる政策等の策定又は改廃について、パブリック・コメントを実施しなければならない。

- (1) 基本構想及び基本的な政策を定める計画
- (2) 市の基本的な方向性を定める憲章、宣言等
- (3) 市政の基本的な政策に関する条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関するものを除く。）
- (4) 市民生活に影響を及ぼす重要な施策及び制度（新たに導入するものに限る。）
- (5) 重要な市の施設の設置に関する方針及び計画
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

【解説】

自治基本条例第6条には、市民の参加の権利を保障する政策が定められています。これらについては、同条例第7条に定めるいずれかの方法を用いて市民の意見を聴いて政策等の策定等を行う必要があります。基本的にパブリック・コメントは、政策等の案がまとまり意思決定を行う前の段階で、意見を聴くものですが、初期の段階からの市民参加により検討することが望ましい政策等もあります。内容に応じて、自治基本条例第7条にある他の参加の方法を、単独又は組み合わせることにより、効果的に市民の意見を反映させていくことが大切ですので、すべてを本手続の対象とはしていません。

なお、第1号から第5号までにおいて実施対象としていない政策等についても、あくまで実施義務としていないだけであって、自治基本条例や本条例の趣旨に照らして、実施機関がパブリック・コメントを行う必要がある判断した場合は、第6号に基づいて実施することができます。

第6条 市は、次に掲げる政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において参加の権利を保障し、協働を推進します。

- (1) 基本構想(総合的かつ計画的な市政運営を図るための構想をいいます。以下同じ。)及びこれに基づく計画並びに基本的政策を定める計画及びこれに基づく実施計画(以下「基本構想等」といいます。)の策定
- (2) 市政の基本的な政策に関する条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃(地方税の賦課徴収金に関するものを除きます。)
- (3) 市民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度の導入
- (4) 重要な市の施設の設置又は運営に関する方針及び計画の策定

第7条 市は、前条に定める参加を保障するため、事案に応じ次の各号のいずれかの方法を用います。

- (1) 市の附属機関への委員としての参加
- (2) 公聴会、説明会、懇談会等への参加
- (3) 個別の施策又は課題について検討を行うことへの参加
- (4) パブリック・コメントへの参加

(1) 基本構想及び基本的な政策を定める計画

基本構想及び市の将来の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的事項を定める計画等のことをいい、構想、計画、指針など名称を問いません。

基本構想の実実施計画のように予算の策定と大きく関わるものについては、スケジュール的にパブリック・コメントを実施することが困難であるため対象としません。

[対象となる計画の例]

国分寺市ビジョン、文化振興計画、地域福祉計画、環境基本計画、都市計画マスタープラン、地域防災計画、男女平等推進行動計画、農業振興計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、子育て・子育ていきいき計画、健康推進計画、一般廃棄物処理基本計画、住宅マスタープラン、スポーツ推進計画

(2) 市の基本的な方向性を定める憲章、宣言等

[現在ある宣言等] 市民憲章、交通安全都市宣言、非核平和都市宣言

(3) 市政の基本的な政策に関する条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関するものを除く。)

「市政の基本的な政策に関する条例」とは、市政全般又はまちづくりや福祉、環境といっ

たそれぞれの行政分野における基本的な理念や方針などを定める条例をいいます。

「市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」とは、地方自治法第14条第2項（普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。）に基づく条例が該当します。

地方自治法第12条では、住民の条例の制定改廃請求権を保障していますが、この中で、「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。」という除外規定があります。これらは、市民等に義務を課し、権利を制限するものですが、この規定との整合性を図る必要があり対象から除外しています。しかし、あくまで、実施義務としないだけであって、実施機関が必要と判断した場合は、パブリック・コメントを行うことができます。

〔対象となる条例等の例〕

自治基本条例、文化振興条例、環境基本条例、まちづくり条例、男女平等推進条例
ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する条例、公害防止条例、廃棄物の処理及び減量並びに再利用に関する条例、自転車等の放置防止に関する条例

(4) 市民生活に影響を及ぼす重要な施策及び制度（新たに導入するものに限る。）

前述の(1)計画、(2)条例の規定によるパブリック・コメントの対象とはならない市民生活に重大な影響を与える施策や制度で、導入の賛否を問うものではなく、内容をよりよくするために意見を聴く場合に実施します。なお、直接、市民生活に影響を及ぼさない行政内部の施策及び制度については対象としません。

〔対象となる制度等の例〕

住民投票制度、市場化テスト、パブリック・コメント制度、情報公開制度

(5) 重要な市の施設の設置に関する方針及び計画

市の施設の設置に当たっては、多くの税金が投入されることとなり、市民生活への影響も大きいことから、パブリック・コメントの対象とします。

〔対象となる施設の例〕

市役所、清掃センター、保育所、高齢者施設

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

上記にあたらぬ政策等であっても、自治基本条例及び本条例の趣旨に照らして、実施機関が必要と判断する場合にはパブリック・コメントを実施できるものとします。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次に掲げる政策等の策定又は改廃については、パブリック・コメントを実施しないことができる。

- (1) 迅速又は緊急を要し、パブリック・コメントを実施することが困難な政策等
- (2) 市民生活に影響を及ぼさない政策等
- (3) 法令等の規定により実施機関に裁量の余地のない政策等
- (4) 法令等の規定により意見提出の手續が定められている政策等
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく直接請求により議会に提出する条例

【解説】

(1) 迅速又は緊急を要し、パブリック・コメントを実施することが困難な政策等

本手續に要する期間を費やすことにより、政策等の効果が損なわれてしまうものや災害対策など緊急を要するものが該当します。しかし、事務処理の怠慢による遅れなどによるものを許容するものではありません。

(2) 市民生活に影響を及ぼさない政策等

直接、市民生活に影響のないものや制度の大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わないもの等が該当します。

(3) 法令等の規定により実施機関に裁量の余地のない政策等

国等から規定例等が示され、その内容どおりの政策等を定める場合、他の法令の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整理等、実施機関に裁量の余地がないものが該当します。

(4) 法令等の規定により意見提出の手續が定められている政策等

都市計画法における法定縦覧手續など、案の公表、市民等の意見提出が法令や他の条例で定められている場合は、本条例の手續よりもそちらの手續を優先します。

(5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく直接請求により議会に提出する条例

市民の発意による直接請求により提出された条例案に対しては、市長は修正することが許されていないため、適用除外とします。

(政策等の案の公表)

第5条 実施機関は、政策等の最終的な意思決定をする前の適切な時期に、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の公表を行うときは、次に掲げる事項を併せて公表するものとする。

- (1) 政策等の立案の目的、趣旨及び背景
- (2) 政策等の立案に際して整理した実施機関の考え方及び論点
- (3) 市民等が政策等の案を理解するために必要な関連資料

3 政策等の案を公表する方法は、実施機関が指定する場所での閲覧又は配付、市ホームページへの掲載及び市報への概要等の掲載とする。

4 実施機関は、市民等から資料の追加を求められた場合において必要であると認めるときは、速やかにその資料を公表するものとする。

【解説】

〈第1項：案の公表時期〉

原則として、政策等の案がまとまり、具体的に明示できる段階で本手続を実施します。しかし、政策等の内容や重要性により、構想や検討の段階で市民の意見を聴くことが望ましいと実施機関が判断した場合には、その段階で実施します。その場合でも、最終的な案ができた段階で再度、パブリック・コメントを実施することが原則となります。

〈第2項：関連資料等の公表〉

策定等をしようとする政策等について、市民等が内容を十分に理解して、意見を提出できるように、関連する情報や資料等を併せて公表します。関連資料としては、政策等の概要や上位の計画等の概要、予測される市民生活に与える影響等が考えられます。パブリック・コメントは、市民等からより多くの意見を提出してもらい、政策をよりよいものとする事を目的としていますので、実施機関は、工夫して、分かりやすい資料を作成するよう努めなければなりません。

なお、公表の際には、意見を提出できるものの範囲や意見の提出先、提出方法、提出期間等を併せて周知することが必要です。

〈第3項：案の公表方法〉

政策等の案及び関連資料は、市ホームページへの掲載を行うとともに市政情報コーナー（市役所1階）、ひかりプラザ、各市民サービスコーナー、各公民館、恋ヶ窪図書館、光図書館、各地域センター、福祉センターのほか、案件に関係する施設にて閲覧に供します。希望者には資料を配付するものとしますが、資料のページ数が非常に多く、現実的に配付が困難と判断した場合に限り、閲覧のみとします。なお、ホームページでの公表の際には、新着情報にも掲載を行います。

また、市民のすべてがホームページを閲覧できるわけではないため、市報へ掲載し広く市民への周知を行います。しかし、紙面に限りがあるため「政策等の案の名称」「案及び関係資料の入手方法」「意見の提出期間」を必ず掲載するものとし、案の概要については、市民生活への影響の度合いに応じて必要な情報を掲載します。

なお、案の公表に先立って、できるだけ早い時期に、市ホームページで実施予定の案件を公表するよう努めます。

〈第4項：追加資料の公表〉

実施機関は、政策等の案を理解するために必要と判断した場合は、速やかに公表資料の追加を行います。

（意見の提出）

第6条 実施機関は、政策等の案の公表をした日から20日以上期間を設けて、市民等からの意見の提出を受けなければならない。

2 市民等が意見を提出する方法は、実施機関が指定する場所への書面の提出、郵便、ファクシミリ、電子メールその他実施機関が認める方法とする。

3 意見を提出する市民等は、原則として住所、氏名その他市民等であることを示す事項を明記しなければならない。

【解説】

〈第1項：意見提出の期間〉

意見提出の期間は、20日以上としています。これは、あくまで最低限の日数です。実際の実施に当たっては、できるだけ多くの意見の提出を受けること、及び政策等の策定等を迅速に行うことを勘案し、30日を目安として、それ以上の意見提出期間を設けるものとします。

〈第2項：意見提出の方法〉

意見の提出方法は、担当課窓口への提出、郵便、ファクシミリ、電子メール等とし、案の公表の際に明示することとします。障害や高齢などの理由により上記方法での提出ができない場合に限り、口頭での提出をはじめ、記録性を確保できる範囲で、可能な限り多様な方法を認めます。また、使用する言語は日本語とし、他の言語での提出の際は、日本語訳の添付を求めるものとします。

〈第3項：意見提出の際の明示事項〉

責任ある意見の提出を望むとともに、意見の内容を確認することも考えられるため、原則として、意見を提出した人の氏名及び住所（団体の場合は、その名称・代表者名及び事務所等連絡先の所在地等）を明らかにすることとします。市外居住者である場合は併せて、勤務先、学校、活動の内容など市民等であることも明らかにする必要があります。実施機関は、案の公表に際して、以上の要件を明示することとします。

（提出意見の考慮）

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を十分考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

【解説】

パブリック・コメントの趣旨に鑑み、実施機関は、提出された意見を十分に考慮して、反映すべき意見については政策等の中に反映させ、意思決定を行うことを義務づけます。しかし、本手続は政策等の賛否を問うものではなく、また、意見の多寡で判断するものでもありません。意見の内容に着目して、反映すべき意見を取り入れることにより、よりよい政策等を実現するためのものです。

（結果の公表等）

第8条 実施機関は、パブリック・コメントを実施して政策等の意思決定を行ったときは、速やかに、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）第9条（実施機関の公開義務）に規定する非公開情報に該当するものは除く。

（1）提出された意見の概要

（2）提出された意見に対する実施機関の考え方

（3）政策等の案を修正して意思決定をしたときは、その修正の内容

2 第5条第3項の規定は、前項の公表について準用する。

【解説】

〈第1項：結果公表の内容〉

市民等からどのような意見が提出され、どのように政策等に反映されたかを明らかにするため、パブリック・コメントの結果を公表します。このことにより、前条に規定する提出された意見の考慮を担保します。また、実施機関の考え方を示すに当たっては、市民等にとってのわかりやすさを重視して公表を行います。しかし、提出された意見の中に、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など、公表することが不適切と判断される情報が含まれている場合には、その全部又は一部を公表しません。

（1）提出された意見の概要

類似の意見については、内容ごとに整理して公表します。なお、提出された意見数及び提出者数がわかるようにします。

(2) 提出された意見に対する実施機関の考え方

提出された意見に対する実施機関の考え方を示すことにより、説明責任を果たします。賛否の結論だけを示した意見については、必ずしも実施機関の考え方を示す必要はないものと考え、そうした意見があったことを公表します。

(3) 政策等の案を修正して意思決定をしたときは、その修正の内容

手続の実施により政策等の案を修正した場合は、その理由と修正後の内容を公表します。

〈第2項：結果公表の方法〉

結果の公表方法は、原則的に案を公表した時と同様の方法によるものとします。また、公表の期間については、窓口への備え付けは公表した日から30日を確保するものとし、市ホームページには次年度末まで掲載するものとします。

(パブリック・コメントの特例)

第9条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関等が、パブリック・コメントに準じた手続を経て作成した報告、答申等と実質的に同一の政策等の意思決定を行うときは、パブリック・コメントを実施することを要しない。

【解説】

審議会等の附属機関はこの条例に定める手続の実施機関とはなっていません。しかし附属機関等が本手続に準じた手続を経て策定した答申等を受けて実施機関が意思決定を行うときには、同様の内容の案について手続を繰り返すこととなり、費用対効果や効率性の観点から望ましくないため、本手続を行うことなく意思決定することができるものとします。

(参 考) 地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(パブリック・コメント実施責任者)

第10条 実施機関は、パブリック・コメントの適正な実施を確保するため、当該実施機関の職員のうちからパブリック・コメント実施責任者を置く。

【解説】

政策等の策定過程を的確に把握することができる各担当課の課長・室長・担当課長を実施責任者とします。実施責任者は、政策等の策定等を予定したときは、パブリック・コメントの実施対象となるのか、また、どのような市民参加の方法を用いるのかを検討します。

重要施策に関することは、庁議への付議が義務づけられていますので、この段階で庁議に諮り、パブリック・コメントを含めた市民参加の方法について、実施の必要性や方法の適性を判断します。

パブリック・コメントが必要な場合、市報への掲載依頼から提出意見の考慮までで2か月以上を要しますので、十分にその期間を確保した策定スケジュールを組む必要があります。

(実施状況等の公表)

第 11 条 市長は、パブリック・コメントを実施している案件の一覧表を作成し、市ホームページに公表するものとする。

2 市長は、毎年、この条例の運用状況について、市報に公表するものとする。

【解説】

〈第 1 項：実施状況の公表〉

パブリック・コメントの実施状況を、市ホームページ上に公表することにより、どのような案件についてパブリック・コメントを行っているのかを市民等が容易に知ることができるようにします。「案件名」のほか「意見の募集期間」「政策等の案等の入手方法」「問合せ先」等を公表します。

〈第 2 項：運用状況の公表〉

パブリック・コメントの運用状況として、「案件名」「意見の募集期間」「提出された意見数及び提出者数」「反映件数」等を年 1 回、市報に掲載して公表を行います。また、この運用状況は市ホームページにも相当の期間掲載し、過去の運用状況が把握できるようにします。なお、この公表は政策法務課で行います。

(委任)

第 12 条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年11月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に国分寺市パブリック・コメント制度実施指針（平成15年 3 月 1 日策定）により実施されているパブリック・コメントの手続は、この条例の相当規定によって実施されたものとみなす。

【解説】

本条例に基づくパブリック・コメントの実施は平成21年11月 1 日から行います。11月 1 日の時点で国分寺市パブリック・コメント制度実施指針に基づいて実施しているパブリック・コメントについては、本条例に基づいて実施したものとみなします。

・参考資料 「パブリック・コメントの流れ図」

○政策等の案の作成

パブリック・コメントの対象（第3条）

- ① 基本構想及び基本的な政策を定める計画
- ② 市の基本的な方向性を定める憲章、宣言等
- ③ 市政の基本的な政策に関する条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関するものを除く）
- ④ 市民生活に影響を及ぼす重要な施策及び制度（新たに導入するもの）
- ⑤ 重要な市の施設の設置に関する方針及び計画
- ⑥ 実施機関が特に必要と認めるもの

適用除外（第4条）

- ① 緊急を要する政策
- ② 市民生活に影響のない政策
- ③ 裁量の余地のない政策
- ④ 法令等により縦覧等の手続が義務付けられている政策
- ⑤ 直接請求による条例（自治法74条1項）

特例（第9条）

- ① 審議会等が同様の手続を実施して作成した答申に基づき意思決定するとき

○政策等の案の公表（意見の募集）

公表内容（第5条第1・2項）

- ① 政策等の案
- ② 立案の目的、趣旨、背景
- ③ 立案の際に整理した考え方
- ④ 関連資料

公表方法（第5条第3項）

- ① 市政情報コーナー（市役所1階）・公民館等での閲覧又は配布
- ② 市ホームページ（予告に努める）
- ③ 市報（期間、場所、概要）

※ 提出期間 30 日以上（最低 20 日）

○市民等からの意見の提出

意見を提出できる市民等（第2条第2項）

- ① 在住・在勤・在学者
 - ② 市内で事業活動、公益的な活動を行うもの
 - ③ 納税義務者
 - ④ 利害関係者
- ※氏名、住所、上記市民等であることを明記

提出方法（第6条第2項）

- ① 担当課窓口へ直接提出
- ② 郵送
- ③ ファクシミリ
- ④ 電子メール
- ⑤ その他

○政策等の案の決定

※ 提出された意見を十分に考慮して、意思決定を行う（第7条）

○提出された意見等の公表（公表期間 30 日以上）

結果の公表（第8条第1項）

- ① 意見の概要
- ② 意見に対する考え方
- ③ 政策案の修正内容

公表方法（第8条第2項）

- ① 担当課窓口等での閲覧又は配布
- ② ホームページ（次年度終了まで）
- ③ 市報（概要、公表期間・場所）